

5番 久永 かずえ
意見書 第16号

2008年12月19日(金)本会議最終日

「不安定雇用の解消を求める意見書」について賛成の立場で討論いたします。

労働者派遣法の目的は、「職業安定法と相まって、労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備等を図り、もって派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資すること」となっています。

しかし、今、労働者の雇用の安定どころか、これからどう生きていけばよいのか見いだせないほどの大きな問題となっています。

労働者派遣法の改正案が発表された、1999年4月の日本も、深刻度を増す長期不況のなかで、完全失業率は4.6%と戦後、統計を取り始めてから最悪で完全失業者は300万人をこしたという時期でもあります。

改悪案は、26業務に制限されている派遣労働を建設・港湾・警察を除くすべての業務に拡大しようとするものでした。これが通れば、正規労働者の派遣労働者への切り替えが大規模に進むのは当然です。しかし、政府・財界は「雇用のミスマッチがなくなり雇用が増える」という立場でした。

労働派遣に関する実態調査(1998年当時)でも、派遣労働者を利用する企業の側からさえ「不安定雇用が層が広がり、社会的には好ましくない」という意見が2割をこしていました。

派遣労働者を使う派遣先は、好きな時に好きなだけ労働者を使う事ができ、企業が人を使って働かせるときに当然負うべき責任である、勝手に解雇してはならないのはもちろん、賃金や労働時間などの労働条件、社会保険への加入などを果たさずにすむのですからこんなに都合のよいことはありません。

だからこそ、こうしたやり方は職業安定法で厳格に禁止されてきました。それが、1986年、当時の中曽根行革のもとで16業務に限って公認されそれから13年、対象業務は26に拡大され政府の統計でも派遣労働者の数は86万人に達している。対象業務以外の違法な派遣や、自動車・電気などに広くみられる請負に名をかりた事実上の派遣も含めたらその数倍になる。とも言われていました。

雇用の問題は、企業の果たす役割と平行して、政府として労働者を守る為のルールをきちんと確立する責任があります。よって、正規雇用中心の施策を強化するとともに、労働者派遣法を1999年改悪以前に戻す必要があります。

労働者派遣はあくまで「専門的・一時的な」業務にし、26業務から縮小の方向で検討すべきという立場で、意見書に対しての賛成討論といたします。

以上